

監 査 報 告 書

令和7年5月9日

学校法人 中内学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 中内学園

監事 田中 久雄



監事 山本 隆俊



監事 尤 昭福



私たちは、学校法人中内学園の監事として、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人中内学園旧寄附行為（令和6年4月1日施行）第9条の定めに基づいて同学校法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧すると共に会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人中内学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細書及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上